

業務従事者届の届出方法について

令和5年1月16日（月）までに

(1) 従来の紙媒体による届出 または (2) オンライン届出
いずれかの方法で届出を行ってください。

（1）紙媒体による届出（従来）

届出様式に必要事項を記入し、就業地を所管する保健所に提出してください。

（2）オンラインによる届出

従事先の医療機関等にとりまとめていただいた上で、
インターネットによるオンライン届出が可能になります。
詳細は、厚生労働省ホームページを御確認ください。

(厚生労働省ホームページ) ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療
> 医療従事者による2年に一度の届出(三師届・業務従事者届)について



留意事項

- 上記（1）または（2）のいずれかの方法で届出を行い、重複申請や申請漏れがないようにしてください。
- 記載にあたっては、P2～P5をよくお読みください。
- 特に、「看護師の特定行為研修の修了状況」の記載については、「特定行為研修修了証」を確認のうえ、記載いただきますようお願いいたします。

特定行為研修とは・・・

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第4号に規定する研修です。

対象：看護師のみ（准看護師は含みません）

研修制度開始時期：平成27年10月

研修場所：指定研修機関（鹿児島県内では鹿児島大学病院、今村総合病院、鹿児島市立病院、いまきいれ総合病院の4か所です(R4.11時点)）

※医療機関の院内研修や学会等が主催する研修とは異なります。

※認定看護師や専門看護師の資格とは異なります。

※介護職員等を対象とした喀痰吸引等研修とは異なります。

※単に特定の領域で働いているだけでは、特定行為研修を修了したことにはなりません。

令和4年業務従事者届の記載について

1 基本事項

(1) 氏名・生年月日

保健師籍、助産師籍、看護師籍又は准看護師籍に登録されている氏名及び生年月日を正確に記入すること。また、生年月日の欄に届出を行う年の12月31日現在における満年齢を記入すること。

(2) 性別

該当するものを選択すること。

(3) 住所

現に居住している場所を記入すること。

2 免許の種別、登録番号及び登録年月日

(1) 記載を行う免許

① 保健師、助産師、看護師又は准看護師の免許等のうち2つ以上の免許等を有する者は、その有する免許全てに係る事項について記入すること。

② 上記4種類の免許について、所有しているものは有無欄に「1」を記入し、その横に登録番号と登録年月日を記入すること。
所有していないものは有無欄に「0」を記入すること。

(2) 登録番号・登録年月日

① 厚生労働大臣の保健師免許、助産師免許又は看護師免許を受けた者（旧規則に基づく保健婦、助産婦及び看護婦であって厚生労働大臣の免許を受けたものを含む。）については、厚生労働省の保健師籍、助産師籍又は看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。

② 旧規則に基づき都道府県知事から保健婦免状又は看護婦免状を受けた者は、現に所有する免状について、交付を受けた番号及び交付年月日を記入すること。

③ 准看護師免許を受けた者は、免許を受けた都道府県名並びに准看護師籍に登録された番号及び年月日を記入すること。

④ 上記①～③において、再交付又は書換え交付を受けた場合は、その年月日を記入しないよう注意すること。

3 主たる業務

「主たる業務」の欄は、保健師免許、助産師免許、看護師免許、准看護師免許等のうち複数の免許等を有する場合については、その主たる業務の一つについて記入してあることを確認すること。（主たる業務の用紙を使用すること。）

4 業務に従事する場所

(1) 一般事項

① 複数の場所で業務に従事している場合は、主たるもの一つについて記入すること。

② 複数の施設が併設されている施設で業務に従事している場合等であって、主たる従事場所が特定できない場合は、当該複数施設のうち主たる施設において従事しているものとして、記入すること。

(2) 業務に従事する場所の説明

① 病院（様式中1）

医療法第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している者

② 診療所（様式中2～3）

医療法第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している者
※「事業所」に設置される診療所を除く。

2. 有床診療所…入院させるための施設を有する診療所に従事している者

3. 無床診療所…入院させるための施設を有しない診療所に従事している者

③ 助産所（様式中4～9）

医療法第2条第1項に規定する助産所において業務に従事している者

「分娩取扱あり」、「分娩取扱なし」については、分娩取扱の実績の有無に関わらず、現

在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合、「分娩取扱あり」とする。

4.7. 開設者…助産所の開設の届出を行った者

※ 「出張のみによる者」を除く。

5.8. 従事者…4.6.7.9.に該当しない者

6.9. 出張のみによる者…出張のみによって業務に従事している者として、医療法第5条の適用を受け、開設の届出を行った者

④ 訪問看護ステーション（様式中10～11）

介護保険法又は健康保険法に基づき、訪問看護事業を行う事業所

（ただし、病院又は診療所を除く）において従事している者

10. 管理者…訪問看護ステーションに置かれる管理者である者

11. 従事者…11.以外の者

⑤ 介護保険施設等（様式中12～17）

次の12.から17.に掲げる施設・事業所において従事している者

12. 介護老人保健施設 …介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している者

13. 介護医療院 …介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院において業務に従事している者

14. 指定介護老人福祉施設…介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）において業務に従事している者

15. 居宅サービス事業所 …介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業（ただし、訪問看護事業を除く。）を行う事業所において業務に従事している者（地域密着を含む）

16. 居宅介護支援事業所 …介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している者

17. その他 …上記12.～16.以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している者（地域包括支援センターを含む）

⑥ 社会福祉施設（様式中18～20）

社会福祉法に規定する社会福祉施設（施設を必要としない社会福祉事業を行う事業所を含む）において業務に従事している者。

ただし、上記「病院」から「介護保険施設等」に該当する場合を除く。

18. 老人福祉施設…老人福祉法に規定する老人福祉施設において業務に従事している者

19. 児童福祉施設…児童福祉法に規定する児童福祉施設において業務に従事している者

20. その他 …上記18.19.以外の社会福祉施設において業務に従事している者

⑦ 保健所、都道府県又は市町村（様式中21～23）

21. 保健所…保健所において業務に従事している者

22. 都道府県…都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務している者

23. 市町村…市町村の職員であって保健所以外の場所において業務に従事している者

⑧ 事業所（様式中24）

①～⑦及び⑨に該当しない事業所（会社、工場その他の事業所（これらの事業所に設置される診療所を含む。））において業務に従事している者（保健師であって衛生管理業務を併せて行っている者を含む。）

⑨ 看護師等学校養成所又は研究機関（様式中25）

ア 文部科学大臣の指定した保健師学校、助産師学校、看護学校若しくは准看護師学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所において従事している者

イ 看護に関する専門知識を用いて、研究機関において従事している者

⑩ その他（様式中26）

①から⑨に該当しない場所において業務に従事している者

(3) 所在地・名称

① 所在地

現に業務に従事している場所について、その所在地を記入すること。

② 名称

現に業務に従事している場所について、その名称を正確に記入すること。

(4) 雇用形態

① 正規雇用

施設が直接雇い入れた者であって、契約期間が限定されていない者を指す。

② 非正規雇用（①又は③に該当しない者）

パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「正規雇用」及び「派遣（紹介予定派遣を含む）」に該当しない者を指す。

③ 派遣（紹介予定派遣を含む）

派遣会社から派遣されている者を指す。

(5) 常勤換算

「雇用形態」にかかわりなく次により記載すること。

① フルタイム労働者

1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）の者を指す。

② 短時間労働者

フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指す。

換算方法については、次頁「5. 常勤換算の計算方法等について」を参照のこと。

(6) 従事期間等

① 従事期間は、現在従事している場所においての連続した従事期間の年数により記入すること。ただし、従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所の間の異動・転勤に伴う場合は、従事場所に変更がなかったものとみなして記入すること。

* 連続の例：同一の医療法人が設置する病院と診療所の間の異動

* 非連続の例：同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホームの間の異動

ただし、設置者の相続、法人の合併等によって、設置者の変更のみがあった場合は連続しているものとして記入すること。

また、訪問看護ステーションにおいての「管理者」「従事者」の間の異動についても連続しているものとみなして記入すること。

派遣から正規雇用への変更等、雇用形態の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

准看護師としての就業を継続しながら看護師免許を取得した場合等、免許の変更があっても、従事場所の変更がなかった場合は連続しているものとして記入すること。

② 従事期間が2年以上ある場合（従事期間欄で3を選択）は、（ ）に従事年数を記入すること。

なお、1年未満の期間については、切り捨てて記入すること。

③ 従事期間が2年未満である場合（従事期間欄で1または2を選択）は、従事開始の理由を記入すること。

④ 「新規」とは、免許取得後、初めて看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）として従事した場合（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合とする。）を指すこと。

「新規」には、免許取得後、1ヶ月以内に看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）として従事せず、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）以外の業務に従事していた者や看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）として未就業かつ、就業の見込みがなかった者は含まれない。

⑤ 「再就業」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）として従事していない場合（ただし、「新規」を除く。）を指すこと。

⑥ 「転職」とは、現在の就業場所に従事開始前1年間に、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）として従事したことのある場合を指すこと。

⑦ 「その他」とは、④、⑤及び⑥のいずれにも該当しない場合を指すこと。

5 常勤換算の計算方法等について

短時間労働者は、必ず計算式等を記入すること。

「(0.)人」には以下の式により常勤換算した数値を記入すること。
この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、
0. 1に満たない場合は0. 1と記入すること。

<計算式>

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者が契約した1週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}$$

(例) フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、
 ①週2日8時間勤務の場合
 ②週1日1時間勤務の場合

$$\frac{\begin{array}{l} \text{① } 8\text{ 時間} \times 2\text{ 日} \\ \text{② } 1\text{ 時間} \times 1\text{ 日} \end{array}}{40\text{ 時間}} = \frac{\begin{array}{l} \text{① } 0.4\text{ 人 (小数点以下第2位を四捨五入)} \\ \text{② } 0.1\text{ 人 (小数点以下第2位を四捨五入して)} \end{array}}{0.1\text{ に満たない場合は0.1人とする。}}$$

6 看護師の特定行為研修の修了状況について

(1) 特定行為研修の修了の有無

- ① 12月31日現在において、特定行為研修の指定研修機関（以下「指定研修機関」という。）から「特定行為研修修了証」が交付されている場合は「1. 有」を記入すること。
 ② 12月31日現在において、特定行為研修を受講していない場合（指定研修機関において、現に受講中又は受講した者であって、指定研修機関から「特定行為研修修了証」が交付されていない場合も含む。）は「2. 無」を記入すること。

*以下(2)～(4)については、「(1) 特定行為研修の終了の有無」で「1. 有」を選択した場合のみ

(2) 指定研修機関番号

指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」に記載されている「特定行為研修を実施した指定研修機関の指定研修機関番号及び名称」の欄に記載されている指定研修機関番号を記入すること。

(3) 修了した特定行為区分

指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている特定行為区分の名称を全て記入すること。

(4) 修了した領域別パッケージ研修

指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」の「修了した特定行為研修に係る特定行為区分の名称」の欄に記載されている領域別パッケージ研修の領域を全て記入すること。